

マラソンEXPO2026

2026.3.6~8 IN バンテリンドーム ナゴヤ

出展のご案内



主催：マラソンフェスティバル ナゴヤ・愛知実行委員会



マラソンフェスティバル ナゴヤ・愛知2026

◆ イベント名称

マラソンフェスティバル ナゴヤ・愛知2026

◆ 開催日

2026年3月6日(金)～8日(日)

◆ 主催

マラソンフェスティバル ナゴヤ・愛知実行委員会
構成団体：日本陸上競技連盟、愛知県、名古屋市、
名古屋市教育スポーツ協会、中日新聞社

◆ 主管

愛知陸上競技協会

◆ 特別協賛

ゴールドスポンサー：日本特殊陶業
シルバースポンサー：ニューバランス ジャパン

◆ 日程

2026年 3月6日 (金)	「マラソンEXPO バンテリンドームナゴヤ」	ランナー受付 【バンテリンドームナゴヤ】
7日 (土)		
8日 (日)		女子フルマラソン ハーフマラソン ナゴヤRUN 33,000人(定員)

◆ 大会参加者数

33,000人(定員)

◆ 関連イベント

マラソンEXPO
3月6日(金)～8日(日) バンテリンドーム ナゴヤ

◆ 大会名称

◎名古屋ウィメンズマラソン2026
(英文名：NAGOYA WOMEN'S MARATHON 2026)
兼 愛知・名古屋2026アジア競技大会 日本代表選手選考競技会
兼 MGCシリーズ2025-26/ Marathon Grand Championship Series
2025-26
兼 MGC/ Marathon Grand Championship
～ロサンゼルス2028オリンピック競技大会 日本代表選手選考競
技会～

主 催：日本陸上競技連盟、中日新聞社
共 催：愛知県、名古屋市、名古屋市教育スポーツ協会
主 管：愛知陸上競技協会
種 目：女子マラソン
開催日時：3月8日(日) 9:10スタート
コース：名古屋ウィメンズマラソンコース
【バンテリンドーム ナゴヤ発着、日本陸上競技連盟、
WA/AIMS 公認コース】

◎名古屋シティマラソン2026
(英文名：NAGOYA CITY MARATHON 2026)
主 催：名古屋市、名古屋市教育スポーツ協会、中日新聞社
共 催：愛知県
後 援：日本陸上競技連盟
主 管：愛知陸上競技協会
種 目：(1)ハーフマラソン
(2)ナゴヤRUN
開催日時：3月8日(日) 10:20スタート
コース：1) ハーフマラソン(21.0975km)
【バンテリンドーム ナゴヤ～白川公園
(日本陸上競技連盟、WA/AIMS 公認コース)】
2) ナゴヤRUN(7.758km)
【バンテリンドーム ナゴヤ
～パロマ瑞穂スポーツパーク】

◎名古屋ウィメンズホイールチェアマラソン2026
(英文名：NAGOYA WOMEN'S WHEELCHAIR MARATHON 2026)
主 催：愛知県、中日新聞社
共 催：名古屋市、名古屋市教育スポーツ協会
後 援：日本陸上競技連盟、日本パラスポーツ協会、日本
パラ陸上競技連盟、愛知県障害者スポーツ指導者
協議会、東海学園大学、日本福祉大学(申請予定)
主 管：愛知陸上競技協会
種 目：女子10km
開催日時：3月8日(日) 9:00スタート
(名古屋ウィメンズマラソンのスタート10分前)
コース：10km
【バンテリンドーム ナゴヤ～妙音通】

マラソンEXPO 【入場無料】

世界最大の女子マラソンと連動する、熱気あふれるマラソンEXPO！名古屋ウィメンズマラソンは、約2万人の女性ランナーが名古屋の街を駆け抜ける世界最大規模の大会。2012年の初開催以来、2018年には21,915人の参加者数で、ギネス世界記録に認定されるほどの成長を遂げ、初心者からエリートまでが挑戦する春の一大イベントです。同時開催のマラソンEXPOは、バンテリンドームナゴヤでレース2日前から3日間にわたり開催され、約10万人が来場。スポンサー企業のブース、オリジナルグッズ販売、ステージイベントなど、見どころ満載。名古屋ウィメンズマラソン＆名古屋シティマラソンの参加者及び応援する方々との交流が可能な、絶好のプロモーション機会です。是非貴社もご参加ください。

一般来場者向けに自社製品サンプルなどの配布が可能なサンプリング協賛枠もございます。（ブース出展なし）

◆ 開催名称

マラソンEXPO

◆ 会 期

2026年 3月 6日（金）12：00～20：30
7日（土）10：00～19：30
8日（日）9：00～17：30

※入場は閉場時間の20分前までとなります。
※開場時間は都合により変更になる場合があります。

◆ 会 場

バンテリンドーム ナゴヤ
〒461-0047 名古屋市東区大幸南1-1-1

◆ 入 場 料

無料

◆ 来 場 人 数

3日間延べ10万人を目標とします。

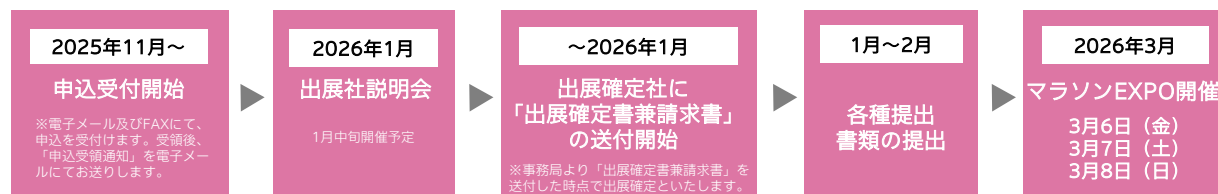
[過去実績] 3日間延べ人数

2025年：103,369人	2021年：28,565人
2024年：101,416人	2020年：中止
2023年：91,632人	2019年：130,656人
2022年：65,247人	2018年：129,641人

◆ 主 催

マラソンフェスティバル ナゴヤ・愛知実行委員会

◆ 出展申込後のスケジュール



◆ ブース出展およびサンプリング協賛お申込方法

申込書（HPからもダウンロード可能）に必要事項をご記入の上、電子メールまたはFAXにて「マラソンEXPO出展事務局」までお送り下さい。
申込書を受領後、「申込受領通知」を電子メールにてお送りします。
※電子メールが1週間を経過しても届かない場合はお手数ですが、事務局までご連絡ください。
※開催趣旨にそぐわないと主催者が判断した場合は、出展をお断りさせて頂く場合がありますので、あらかじめご了承ください。
（出展条件を満たさない企業や団体による出展申込など）
※スポーツ用品メーカーなど、本大会の協賛スポンサーと競合する企業や団体による出展や物品販売についてはお断りさせていただく場合があります。詳しくは事務局までお問い合わせください。

マラソンEXPO 公式HP <https://www.nagoya-m-expo.com/>

◆ 申込締め切り

2025年12月5日（金）

※小間が売り切れた際は、締め切り前でも出展をお断りする場合がありますのでお早めにお申し込みください。

◆ 出展料のお支払

出展料は、マラソンEXPO出展事務局からの「出展確定書兼請求書」により指定銀行口座にお振り込みください。振込手数料は出展社様のご負担とさせていただきます。代理店を介して精算される場合は、申込書の該当欄に必要事項を記入してお申込みください。この場合は、マラソンEXPO出展事務局からの出展確定書兼請求書は代理店へ送付します。代理店との精算につきましては、各社と直接ご確認ください。

◆ ブース出展料

1小間	3m×3m(9㎡)	605,000円(税込)
2小間	3m×6m(18㎡)	1,210,000円(税込)
3小間	3m×9m(27㎡)	1,815,000円(税込)

4小間	6m×6m(36㎡)	2,420,000円(税込)
6小間	6m×9m(54㎡)	3,630,000円(税込)
9小間	9m×9m(81㎡)	5,445,000円(税込)

※バンテリンドーム ナゴヤにおけるホームランウィング/アリーナシート新設に伴い、過去実施したマラソンEXPOの出展エリアから変更が生じる可能性があります。過去出展エリアとして使用してきたライト側に加えて、今回レフト側を使用するなどの可能性があります。いずれの場合も出展エリアの指定はできません。※小間位置の希望・指定等は受け付けておりません。P.4「7.小間位置の決定」も合わせてご確認ください。

出展規約第8項、第9項、第15項、第16項は必読ください。

◆ 付帯設備

サイドパネル・バックパネルは、主催者側にて用意します。
 ※追加パネル・社名板はオプションとなります。
 ※角小間については、3小間まで2面解放となります。横並び4小間以上の場合、2面解放できません。
 ※アイランド小間や6小間以上の場合、原則、スペース渡しとなり、パネルの設置はいたしません。

◆ 小間位置決定

小間位置の決定は、出展小間数・出展内容等を考慮の上、主催者に一任とさせていただきます。2026年1月末までに決定予定です。出展社説明会の時点では、決定していない可能性があります。

◆ 共同出展について

ご出展にあたりましては、1ブース1企業が原則となりますが、下記条件を満たす場合のみ、複数の企業・団体またはブランドが申込ブースを使用する「共同出展」が可能です。「共同出展」の場合には、同一ブースに、複数の企業名・ブランド名を掲載することが可能です。また、「共同出展」には幹事会社1社を決定し、出展料や必要経費の支払いは幹事会社が行うものとします。

共同出展
条件

- 1) 複数の企業・団体が加盟する団体。
- 2) 資本関係があるグループ会社・関連会社・ブランド。
- 3) 共同事業店コラボレーションによる事業を推進中の企業・団体・ブランド。

◆ その他詳細について

出展に関するルール、装飾規定、各種申請等に関しましては、「出展規約」及び、出展社説明会時に配布する「出展社マニュアル」をご参照ください。

◆ 出展の変更または取り消しについて

詳しくは、出展規約第3項をご覧ください。
 ア) 出展確定日～2026年1月30日(金)まで = 小間料金の50%
 イ) 2026年1月31日(土)以降 = 小間料金の100%

◆ 本催事の延期または中止による出展料の返金について

出展規約第3項をご覧ください。主催者は、地震・火災等の天変地異、疫病等その他やむを得ない不可抗力により、本催事開催を延期、中止又は開催時間の短縮をすることがあります。中止の場合は、出展料から準備期間に要した経費として、出展料の25%を差し引いた残金を返却します。これ以外に出展社側の発生した経費については補償いたしません。

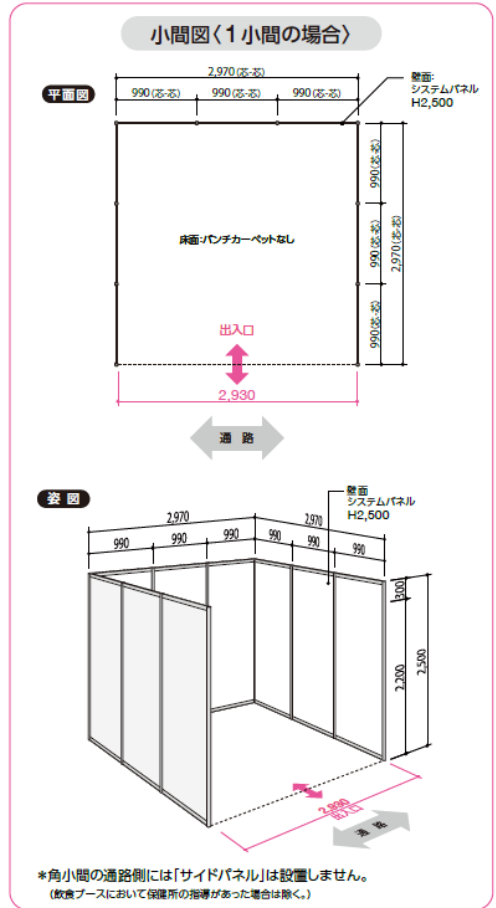
◆ サンプリング協賛について

ブース出展は行わずに、マラソンEXPO会場で一般来場者向けに自社製品サンプルなどの配布(サンプリング)のみを行うことも可能です。サンプリングは、マラソンEXPOのアリーナエリアにて実施し、スタッフによる手渡しではなく、一般来場者によるピックアップ方式と致します。尚、サンプリング協賛社名は、アリーナ内に露出致します。※サンプリング品が無くなり次第終了

実施日時	2026年 3月 6日(金) 12:00~20:30 7日(土) 10:00~19:30 8日(日) 9:00~17:30
実施場所	マラソンEXPO会場内
サンプリング対象	一般来場者

サンプリング数	3,000個(予定)
協賛価格	605,000円(税込) ※ブース出展との併用可能。その場合サンプリング協賛価格は550,000円(税込)となります。
協賛枠数	3社~

※サンプリング協賛にはブース出展は含まれません。 ※お申込後、主催者の承認が得られた場合のみ協賛可能となります。
 ※お申込後、主催者の承認が得られた場合でも、サンプリング協賛が3社に満たない場合は実施しません。
 ※ビン、缶、酒類、たばこ類、その他、主催者が不適切と判断したものはサンプリングできません。 ※サンプリング物の形状・サイズ・重量には制限があります。
 ※サンプリング数は3,000個を予定していますが、状況により少なくなる場合があります。



お申込み
お問い合わせ

マラソンEXPO出展事務局 〈事務所開設期間〉 2025年11月4日(火)~2026年4月30日(木)
 〒452-0815 名古屋市西区八筋町355番地
 TEL: 052-506-9135 (平日10:00~18:00 [土・日・祝/および12/29~1/5を除く]) FAX: 052-506-9136
 電子メール (e-mail) : info@nagoya-m-expo.com

マラソンフェスティバル ナゴヤ・愛知2026

マラソンEXPO出展規約

1.出展申し込みと契約の成立

出展希望者は、本出展規約を遵守することを承諾した上で、申込書に記載されている申し込み方法に従ってお申し込みください。主催者はこれを審査の上、マラソンEXPO（以下、「本催事」という）の主旨に適合するものと考えられる出展物（展示物、販売品目、施工・装飾を含む。以下、総称して「出展物」という。）を展示する出展希望者に対してのみ、「出展確定書兼請求書」を発行いたします。出展社と主催者との出展契約は、この「出展確定書兼請求書」を送付した時点をもって成立するものとします。

2.出展料の支払い

出展社は「出展確定書兼請求書」に記載の指定日までに、出展料の支払いを完了してください。指定された期日までに出展料の入金を確認されない場合は、出展契約を取り消すことがあります。国や地方自治体などの助成金を活用して出展する場合、助成金の交付が本催事開催後であっても、出展料は全額を開催前にお支払いください。出展社は、主催者に支払うべき付帯費用があるときは、指定された期日までに支払いを完了してください。

3.出展の変更・取り消し

出展の取り消し又は出展申し込みに際して申し込んだ展示スペース（以下、「小間」という）の変更については、すべて文書にその理由を明記し、事務局に提出してください。出展確定後の取り消し・変更については、書面の事務局への到着日が、以下の期間に当たる場合、取り消し料を申し受けます。

ア) 出展確定日～2026年1月30日(金)まで=小間料金50%
イ) 2026年1月31日(土)以降=小間料金の100%

出展社が、上記相当金額を取り消し時点で支払っていないときは、ただちにこれを支払うものとします。出展社が、変更及び取り消し時点で支払い済の金額が上記区分による金額を超えている場合、事務局より超過分を返金させていただきます。

4.招聘保証

主催者はいかなる理由があっても、日本国外務省が定める書式の招聘保証書・招聘理由書を出展社に対して、発行することはできません。

5.査証の取得

海外の出展社が、査証の取得を必要とする場合は、招聘保証書・招聘理由書を含む必要書類は出展社の責任において作成手続きを行ってください。この書類作成について事務局は、「出展確定書兼請求書」以外の書類を発行することはできません。また、日本国大使館又は領事館から査証が発給されず出展社が出展できなかったことによる一切の損害について、事務局は、何らの責任を負いません。

6.小間の転貸などの禁止

出展社は、契約した小間を主催者の書面による承諾なしに、小間の全部又は一部を転貸、売買、交換又は譲渡することはできません。また、共同出展においては、条件がありますので必ず事前に事務局にご相談ください。内容によってはお断りさせていただく場合がございます。

7.小間位置の決定

小間位置の決定方法は、小間数、出展内容等を考慮のうえ、主催者に一任とさせていただきます。出展社は、主催者が割り当てた小間位置に対して異議を申し出ることはできません。

8.小間の使用方法

施設内の構造・設備に関して、現在計画中のホームランウイング及びアリーナシート新設に伴い、以下のような制限・規制が追加・変更される可能性があります。

- ・EXPO内展示物の高さ制限
- ・アリーナ床面の養生方法
- ・アリーナへの搬入・搬出経路の変更
- ・使用可能エリアの制限

施設管理者からの指示に基づき、詳細は今後発表して参ります。

(1) 宣伝・営業活動は、競技運営および隣接小間に影響がない範囲で、すべて小間の中で行ってください。小間以外のスペースを使用しての宣伝活動や、通路上に施設や表示などを設けることはできません。また、出展社は、宣伝活動のために小間近くの通路が混雑することがないように責任を持つものとします。

(2) 出展社は他の小間に隣接している場所では、隣接する小間を妨害する形で自社の小間を施工しないことに同意するものとします。隣接の小間から苦情が出た場合、主催者は本催事の運営上、小間の装飾に変更が必要であるかどうかを判断します。主催者が変更を必要と認めた場合は、出展社はその判断に従い、装飾を変更してください。

(3) 装飾物の構造にバックヤードを伴う場合、バックヤード上部を暗幕で覆うなどの対応をお願いする場合があります。

(4) 装飾物の高さは、後日主催者から出展社マニュアルにより通知される範囲内にて行ってください。装飾物などはいかなる場合も割り当てられた床の範囲を超えてはならないものとします。また、天井構造、2階建構造は自動火災報知設備の感知障害、および散水障害となるために禁止といたします。ただし、商品の特性上やむを得ない場合は、主催者に確認の上、主催者の請求する必要書類を提出してください。設営材に使用する幕じゅうたん等、カーテン、展示用の合板の防災対象物品は、防災性能を有するものを使用してください。

(5) ドームの芝養生シート保護のため、床面へ水などの液体が浸潤する恐れがある場合、指定の範囲に防水シートを敷設する指示をさせていただく場合がございます。

(6) ドームの芝養生シート保護のため、小間内の設置物と床面養生シートの上にゴムマットやコンパネなど挟み、養生シートの保護及び圧力分散を指示させていただく場合がございます。事務局としては、養生シート保護の観点からも、小間床面へのパンチカーペット敷設を推奨します。その際、パンチカーペットは防災性能を有するものを使用してください。

(7) ドームの芝養生シート保護のため、搬入搬出作業中、部材置場に持込コンパネ、あるいはドーム貸出パネル（有料）を敷設する指示をさせていただく場合がございます。

(8) 主催者は、その音・操作方法・材料・におい・外見又はその他の理由から問題があると思われる出展物を制限し、また、主催者の立場からみて、本催事の目的に適合しない出展物を禁止又は撤去する権限を有します。この権限は、人・物・行為・印刷物及び主催者が問題があると考えられる性質のものすべてに及ぶものとします。

(9) (1)～(8)の制限又は撤去を行ったことによる費用はすべて出展社の負担となります。また、その際これらの変更・制限によって生ずる一切の損失・損害に関して、主催者は何らの責任を負いません。

(10) 出展社は会期中、開場時間内は営業を継続するものとする。やむを得ない事情で開場時間内に閉店する場合は、必ず予め事務局までご相談ください。事務局より、営業時間短縮営業の案内掲示および、閉場時間までの防犯スタッフの配置を指示させていただきます。

(11) 出展社は、出展期間中、主催者指定の出展社証を着用のうえ、必ず小間内に常駐し、来場者への対応、出展物の管理にあってください。

9. 出展品目・条件

- (1) 出展物について、主催者が不適当と判断した場合は出展できません。
- (2) スポーツ用品メーカーや飲料メーカーなど、本大会の協賛スポンサーと競合する企業や団体による出展や物品販売についてはお断りさせていただく場合があります。展示品及び販売品リストを、必ず事前に事務局にご提出ください。
- (3) 可燃性ガスを含むスプレー缶の会場内への持ち込みには制限量がございます。商品として持ち込む場合などは、事前申請の上、主催者の請求する必要な書類を提出してください。
- (4) 会場内で商品をサンプリングする際、必ず事前に事務局にご相談ください。また、非売品ではなく一般販売されている商品をサンプリングする場合は事前にご相談ください。サンプリング物には事務局指定の「試供品」シールを貼っていただきます。
- (5) 主催者は(1)(2)(3)および(4)の規程に違反する出展がなされていると認めた場合には、当該出展物の撤去を求めることができます。なお、出展社が主催者の指示に応じない場合は、出展契約を解除することがあります。

10. 保証条項

出展社は主催者に対し、本催事の出展物又はこれに関連する出展物についての印刷物、その他の媒体が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権、その他の知的財産権を侵害するものでないことを保証するものとします。

11. 出展物の管理を免責

主催者は、出展物の管理・保全について事故防止に最善の注意を払いますが、出展物の管理責任は出展社にあるものとし、あらゆる原因から生ずる損失または損害について主催者はその責任を負いません。出展社は出展物に対し、その輸送及び展示期間中を通じて、保護のための適切な処置を講じてください。

12. 出展物等の設置および撤去

- (1) 出展物等の搬入・設置・搬出(会期中含む)は、後日主催者からの出展社マニュアルにより通知される時間内・方法にて行ってください。ドームの芝養生シート保護のため、部材置場に持込コンパネ、あるいはドーム貸出パネル(有料)を敷いていただく場合が発生しております。小間内の出展物設置は、開会の前日午後9時までに完了してください。出展社が開会の前日午後8時半までに自社の小間を占有しなければ、主催者は契約が解除されたものとみなし、当該場所を主催者が適切と考える方法で使用できる権利を有します。その際、主催者は出展料の返金はいたしません。
- (2) 会期中の出展物の搬入、移動、搬出については、必ず主催者に承認を得た後で、その作業を行ってください。
- (3) 出展物の輸送・搬入・展示・販売・撤去など、出展社の行為に属する費用はすべて出展社の負担となります。
- (4) 小間内の出展物(廃棄物・ゴミ含む)は、会期終了後の指定された日時までに撤去し、原状回復を行ってください。回復が十分でない場合や、期間内に撤去・回復が完了しないために主催者がこれを代行したときは、撤去・回復に要した費用は出展社の負担となります。
- (5) 出展社マニュアルにより通知される時間外で作業を行いたい場合、事前に主催者への申し出が必要となります。またその場合、時間外作業費を徴収いたします。

13. 会期中の車両制限

会場周辺は、駐車場が少なく渋滞が予想されます。警察当局の指導により、会期中の車両の乗り入れは、出展物などの搬入のための車両のみとし、出展社マニュアルにより通知される時間内・方法にて行うものとします。出展社関係の方々のマイカーによる出退勤はできません。公共の交通機関をご利用ください。

14. 写真撮影および模写等

主催者及び当該出展社の許可なく、出展物の撮影・模写・測定はできません。

- (1) ブース内でプロのカメラマンを使用して写真撮影する場合は、事務局指定のカメラマンを使用してください。つきましては、2026年2月6日(金)までに、指定の申請書にて主催者へ申請してください。
- (2) 出展物を撮影・模写・測定した写真や図を、ブース内でプリントアウトし配布することはできません。

15. 工事区分

- (1) 付帯設備
サイドパネル・バックパネルは、主催者側にて用意します。
※追加パネル・社名板はオプションとなります。
※角小間については、3小間まで2面解放となります。
横並び4小間以上の場合、2面解放できません。
※アイランド小間や6小間以上の場合、原則、スペース渡しとなりパネルの設置はいたしません。
また、パンチカーベットの敷設などレンタル品を使用する場合は、使用する品目、数量に応じて、出展社マニュアルにより通知される料金を、会期終了後、EXPO出展事務局よりご請求させていただきます。

- (2) 電気設備
照明器具や電気を要する機材などを使用する場合は、使用する電気容量に応じて、出展社マニュアルにより通知される料金を、会期終了後、EXPO出展事務局よりご請求させていただきます。

- (3) 給排水設備
小間内に給排水設備が必要な場合(保健所の指導によるものを含む)、出展社マニュアルにより通知される料金を、会期終了後、EXPO出展事務局よりご請求させていただきます。

- (4) 危険物の取り扱い
バンテリンドーム ナゴヤのアリーナでは、出展形式に関わらず裸火およびガスを使用する設備は使用できません。また、飲食ブースにおいて電気フライヤー、調理油を使用する場合や、車両の展示など危険物の取り扱いがある場合は、予めEXPO出展事務局へ申請ください。EXPO事務局より、主催者および所轄消防署へ一括申請を行います。

16. 食品(飲食物)の取り扱いについて

- (1) 飲料・食料品販売については、主催者の承認を得た後、保健所への届出・許可が必要です。食品表示(ラベル)など主催者の請求する必要な書類を提出してください。また、保健所の指導に従い、それに伴う設備の設置(給排水設備、手洗い消毒設備の設置など)、保健所指導の対応を行ってください。その際にかかる費用はすべて出展社負担となります。出展社は十分な食品衛生管理に責任を持つものとします。保健所による事前査察がある場合は、出展社にて立ち会いが必要となります。

- (2) 飲料・食料品を販売する場合には、事前審査がございました。主催者の請求する必要な書類を提出し、承認を得た飲料・食料品のみ販売することができます。

- (3) バンテリンドーム ナゴヤは、ビン・缶の持ち込みが禁止です。ドリンク等を取り扱う場合は、ペットボトルまたは紙容器に入ったものでご用意ください。紙容器の場合は蓋が必要。やむを得ずビン・缶の持ち込みが発生する場合は、必ず事前に事務局にご相談ください。会場内でお客様が開封しない運営方法をご提示させていただき、遵守いただける場合、ビン・缶の取り扱いを許可する場合がございます。

- (4) 調理行為が発生する場合、主催者は、そのにおい・煙の発生など、競技大会運営に支障が生じる恐れがある飲食物を制限し、禁止又は撤去する権限を有します。また、調理行為等で熱源を利用される場合は、電磁調理器(IH調理器)に限らせていただきます。

17. 契約の解除

(1) 主催者は「出展確定書兼請求書」を発行した後も出展社の次の各号のいずれかにあたる行為がある場合には出展契約を解除することがあります。

- ア) 指定された期日までに出展料又は、付帯費用の支払いがなされない場合。
- イ) 本規約の項目の一つにでも違反した場合、かつ、その是正についての主催者の指示に従わない場合。
- ウ) 出展社の出展物が規約10項の保証条項に違反するものであることを認定する司法機関の判断及び関係省庁の指導がなされた場合。
- エ) その他、本催事の正常かつ円滑な運営に重大な支障が生じるおそれがあると認められた場合。

(2) 主催者から前項の解除通知がなされた場合、出展社は以下の事項を異議なく承認するものとします。

- ア) 本催事の開催期間中の場合、主催者の指示に従い、ただちに自己の費用で出展物を撤去して、小間を原状回復すること。
- イ) 主催者に対しては、解除について一切の損害賠償等を請求できないこと。
- ウ) 解除の原因となる義務違反行為により主催者に損害が生じた場合、その損害を賠償すること。
- エ) 出展社が解除に応じなかったことに起因して主催者が第三者から損害賠償等を請求された場合、これに基づく一切の訴訟費用、損害賠償等を補償すること。

(3) 主催者は、本項(1)の解除の前後を問わず、同項各号に該当する行為がある場合には、主催者の発行する公式カタログ、会場内掲示について出展社の該当記事を削除する等の措置をとることができるものとします。

18. 損害賠償

(1) 出展社は、自己又はその代理人の不注意、その他によって生じた会場設備又は本催事の建造物の損壊、人身に対する損害について、一切の損害を賠償するものとします。

(2) 出展社は主催者に対し、以下の場合にはその請求に起因する訴訟から生じた訴訟費用、債務(弁護士報酬を含む)、必要経費及び損害賠償について主催者に補償する義務を負うことに同意するものとします。

- ア) 出展社の出展に関係する行為が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権、その他の知的財産権を侵害しているとの主張に基づき、主催者に対して訴訟が提起された場合(出展社と共に被告とされた場合を含む)
- イ) ア)の訴訟において、主催者が判決、又は裁判上もしくは裁判外の和解において損害賠償義務を負うことになった場合(和解について、主催者は出展社の意志に拘束されないものとします)

19. 本催事の開催中止

主催者は、地震・火災等の天変地異、疫病等、その他やむを得ない不可抗力により、本催事開催を延期、中止又は開催時間の短縮をすることがあります。中止の場合は、出展料から準備期間に要した経費として、出展料の25%を差し引いた残金を返却します。これ以外に出展社側の発生した経費については補償いたしません。

20. 規約の遵守

出展社は、主催者が定める一連の規程を本規約の一部とし、これを遵守することに同意するものとします。さらに、出展社は主催者が定めるすべての規約・規程等を本催事の利益保護のためと解釈し、その実行に協力するものとします。

21. 準拠法

本契約の準拠法は、日本法とします。

22. 使用言語

本契約の使用言語は日本語とします。

23. 合意管轄裁判所

本契約に関する紛争の管轄裁判所は名古屋地方裁判所とします。

2025年11月